

陳述書

平成31年3月13日

本訴被告(反訴原告) 三 品 純

(1) 『全国部落調査』の出版が企画された時期の私の状況

もともと全国部落調査は2015年11～12末頃から出版の準備が進められたことだけは聞いていました。

関係資料を入手したという話は宮部の方から聞いていましたが、「そんな資料があるのか」という認識程度しかありませんでした。現在、私は示現舎の業務が主な生業になっていますが、当時は一般の出版社の仕事もあつたので正直なところ全国部落調査に関わる余裕はありませんでした。また当時、心労があり2016年1月から2月まで静養をしていました。このため全国部落調査の出版企画があるのを知ったのは3月初旬のことでした。このため当時、どのような作業が進められてきたのか把握できる立場にありません。これが全てなので当時の発刊の背景、事情を尋ねられてもこれ以上の答えはできません。

当時、静養をしていたのはフェイスブックなどSNSにも投稿しています。

また同和地区関係人物一覧についてもそもそも存在自体知らずにいて編集に関わったことも閲覧したことすらありませんでした。このため同サイト私に関わっているという解放同盟側の主張は到底、容認できません。原告側が訴える関係人物一覧ですが、私がこのサイトについて書き込み、編集を行ったという証拠の提出を要請します

(2) 原告川口泰司により集会から排除されたことについて

原告川口泰司とはそもそも全く面識がなく、一活動家という認識しかありませんでした。直接的に顔を合わせたのは同年2月10日、滋賀県米原市内で開催された「部落解放研究第24回滋賀県集会」のことでした。この時、川口は講演者として登壇していました。私も宮部も特に騒ぐことなくただ聞いているだけでしたが、何を思ったのか突然、壇上から「宮部と三品だろう」面罵された上、複数の運動家、スタッフに囲まれ強制排除されました。その当時、私は私物まで没収されてしまい、後に主催者の事務所にいったん返還してもらいました。

本集会においても私どもは受付で正規に入場料を支払い、参加したものです。ところが川口は会場内で私どもを見つけて、運営者を使い排除しました。そもそもこの集会は市民への啓発を目的にしているにも関わらず主張が異なる者を排除するという態度はとて「教育」「啓発」という行為に思えません。要するに自分たちの主

張に賛同する者は「人権的」、それ以外は「差別者」と決める付ける解放同盟の考え方を体現したものだと考えます。

原告川口は、2017年3月13日、第四回口頭弁論後に身体的暴力、精神的苦痛を受けた、と主張しています。しかし私は、同年2月10日、滋賀県米原市内で開催された「部落解放研究第24回滋賀県集会」で登壇した原告・川口から壇上から面罵された上、複数の運動家、スタッフから強制排除されました。その当時、私は私物まで没収されてしまい、後に主催者の事務所にいつてなんとか返還してもらいました。

そうした経緯があり、原告川口に第四回口頭弁論後に「話し合いがしたい」と申し入れをしました。その時に裁判所内で話すのではなく、「外で話をしよう」と話をしました。その際、原告が「おいお前、ちょっとこっちに来い。話があるんや」と私が言ったと主張しています。しかし私は「あるんや」という関西弁のような言い方はしません。かなり誇張が入ったと思われます。

これは川口に限らず部落解放同盟やその支援者たちに共通しますが、密室の集会で弊社を批判して、それに対して反論すると「差別」ということが往々にしてあります。自分は主張するが、批判は許さないというのは解放同盟の地金と言ってもいいでしょう。

川口は運動家であり、各種講演会、研修会でも登壇する言論人です。言論人とはもちろん賛同もあれば、批判もあり、講演やシンポジウムで批判者から厳しく抗議されることも珍しくありません。それは私ども被告も同様。弊社（神奈川県川崎市多摩区三田）には

直接、活動家が訪れて、中傷的な発言をしていくこともあります。しかしこれは「出版社」という性格上、またジャーナリスト、フリーライターという職業上、起こりえるリスクと考え、受け止めています。また弊社代表の宮部自宅にも活動家が突如、氏素性を偽って、来訪したこともあります。

川口が精神的苦痛というならばそれは「言論人」という覚悟の欠如であり、ひいては「被差別部落出身」と訴えれば、自身は特別な地位、批判を免れる立場にあると倒錯していると思われます

(3)原告らから取材妨害や嫌がらせを受けたことについて

本裁判が始まってからというもの電車内や町中で活動家と思しき人が威圧してきたり市民集会などで「示現舎の三品だろ。出ていけ」という行為が横行しております。部落解放同盟主催のイベントならまだしも全く無関係の場面でもこうした行為はあります。

解放同盟員とその支援者の嫌がらせ行為については陰湿そのものです。昨年9月1日、東京都墨田区内で行われた「関東大震災95周年 朝鮮人犠牲者追悼式典」

では三品以外の友人に対しても執拗な嫌がらせを行いました。もともとこの式典の近くで出身大学の集まりがあり、開催前に数人と式典を見てみようと入ったところ突然、ある男が「三品さん、取材許可を取ったの？ 出ていきなさいよ」と言ってきました。これはただの言いがかりにすぎません。そもそもこの式典は受付で署名するだけで特に許可などはなくむしろ主催者が「せっかくだから前のほうに」と勧めてくれたほどでした。ただ私は特に取り合うこともなく相手にしなかったが、同行してきた者がスマートフォンで助けを求めてきました。

それは複数の活動家が私の友人に「示現舎の関係者か？」と取り囲んだり、まるで尋問のような行為を行っていたのです。その一人は恐怖を感じて警察に逃げ込みました。その後、最初に出会った男を公園内で見つけなぜあのような行為を行ったか問うと一斉に仲間を呼び、私を取り囲みました。その中には以前、地下鉄で因縁をつけてきた男性もいた他、現在全国部落調査をめぐる解放同盟のとの裁判の傍聴人もいました。解放同盟やそのシンパのやり方は常に当事者に対してだけでなくその周辺の友人、家族、勤務先に及ぶこともありこの精神的苦痛は耐えがたいものがあります。

(4)この訴訟による私の負担について

原告側の威圧的、暴力的な態度に対して改善を要求します。裁判後、複数の警備員が控え、特に第一回、二回の口頭弁論の際は、多くの警備員が被告兩名を囲まれ被告兩名は退席しました。これも原告側とその支援者の暴力行為を想定して、警備員が配置されているものと思われます。それでなくても毎回、口頭弁論では部落解放同盟のみならず、関係団体らに動員が呼びかけられています。こうして多くの協力者を集めて、2名にすぎない被告を取り囲む状況にあり、むしろ被告側の方が精神的苦痛を感じざるをえません。

またこれまでの口頭弁論後、裁判所付近の地下鉄「霞が関駅」で帰宅しようとする時、彼らの支援者らがホームにて「お前の顔を覚えたから、インターネットで晒してやる」

「お前のことを調べて、家族や仕事先も全部公表してやるからな」

といった恫喝はたびたびありました。解放同盟が動員をかけて傍聴席を占拠するのは明らかに司法に対しての圧力でもあり、こうしたやり方が裁判結果に影響をす